



知つておきたい「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業」

～相談室の現場から～

（事例1）「高齢の母親が認知症になり、同居の兄が面倒をみているが母親の年金や貯金を勝手に使っているようである。不動産まで売却しないか不安である」

（事例2）「知的障害の息子に突然サラ金業者より請求があり、調べてみたら息子の友人が息子をそそのかし、サラ金業者から借金をさせ遊興費に散財していたことがわかった」

（事例3）「精神科に通院している息子が、クレジットを利用し高額な商品を購入したり、訪問販売などで不要な商品を購入するので困っている。」

年をとると誰しも判断能力が衰えてきます。また、生まれながら脳に何らかの障害をもつていて、ストレスから心が不安定になり精神的な病気になつたりと判断能力が低下することもあります。事例のように、判断能力が低下あるいは十分ではないため、知らないうちに家族に財産を使われたり、人に騙され借金をさせられたり、訪問販売などで不要な商品を買わされたりするケースがみられます。問題は、このような方々がトラブルに巻き込まれた場合、解決に多くの時間を要し解決困難な場合も少なくないことです。

このように判断能力が衰えた時の備えとして、

従来の（準）禁治産制度を見直し、平成12年4月、新たにスタートしたのが成年後見制度です。

成年後見制度とは、判断能力が十分ではないために財産侵害を受け、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、法律面や生活

面でその方たちを支援するしくみです。

成年後見制度には、判断能力が衰えた際に家族等が家庭裁判所に申し立て後見人を選んでもらう「法定後見」と、将来の備えとして、あらかじめ元気なうちに自分の後見人を選んでおく「任意後見」があります。また同制度に移行したことにより、（準）禁治産制度の問題点であった戸籍への記載はなくなりました。

後見人の仕事には、①財産管理（年金や預金、不動産の管理等）や②身上監護（入院や介護、福祉サービスを受ける際の事業者との契約や利用料の支払い、施設への入所等の生活支援）があります。また、後見人には代理権や同意権、取消権なども与えられます。従って、同制度を利用した後に契約行為などが行われると、本人にとって不利益を被る契約行為などは取り消しなども可能となります。

成年後見制度と類似の制度として、都道府県社会福祉協議会の行う「地域福祉権利擁護事業」があります。同様に、判断能力が低下した方たちが地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類の預かりなど、援助を行うことにより、その方たちの権利を守ることを目的としています。ただし利用するにはある程度の判断能力が必要です。

詳しくは、お近くの社会福祉協議会、地域包

“オペレーション・ジョイ”と子供たち ぐわーゆんたく



32



1967(昭和42)年12月 普天間飛行場

左の写真は、一九六〇年代後半、毎年恒例となつていた”オペレーション・ジョイ”（“Operation Joy”）と呼ばれるクリスマス・パーティーの一コマです。トナカイからではなく、米海兵隊のヘリコプターからサンタクロースが颶爽（さつしきょう）と普天間飛行場に降り立つとするその姿は、ひときわ異彩（いき）を放っています。飛行場に降り立つた「サンタさん」は、パーティに招待された市内の子供たちに惜しげもなく玩具（おもちゃ）をプレゼントしました。普天間マ

リン隊の広報紙は、この様子を大きく取り上げ、あどけない表情を浮かべる子供たちの写真を交えながら”作戦”（オペレーション）の「成功」を演出していました。その一方で、宜野湾市側の反応は複雑なものでした。パーティーを推進し、「親善」によつて市の発展と市民の福祉向上を図ろうとする人たちと、子供たちに劣等感を植え付けてしまつとして、パーティーの取り止めを主張する人たちとに二分されました。

結局、学校側からの要望によりクリスマス・パーティーは取り止めになりました。しかし、”オペレーション・ジョイ”は、市民の中に「恩恵」と「屈辱」という両面を生み出していました。その対立と矛盾のはざ間で、子供たちは何を思っていたのでしょうか。

「宜野湾市史」への問い合わせ

教育委員会文化課
八九三一四四三一